

# 熱中症特別警戒情報について

資料 4  
令和 6 年 7 月 2 9 日  
地球温暖化対策推進懇談会  
環 境 政 策 課

## 気候変動適応法の改正

### 【主な改正内容】

令和3年度から「熱中症警戒アラート」の全国運用を開始。しかし、熱中症による死亡者数の増加傾向が続いていること、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込めることから、熱中症対策を一層推進する。

#### ○熱中症特別警戒情報の発表

国は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合、熱中症特別警戒情報を発表する。区市町村は、発表の通知を受けた際には、区民等へ伝達しなくてはならない。

#### ○指定暑熱避難施設の指定

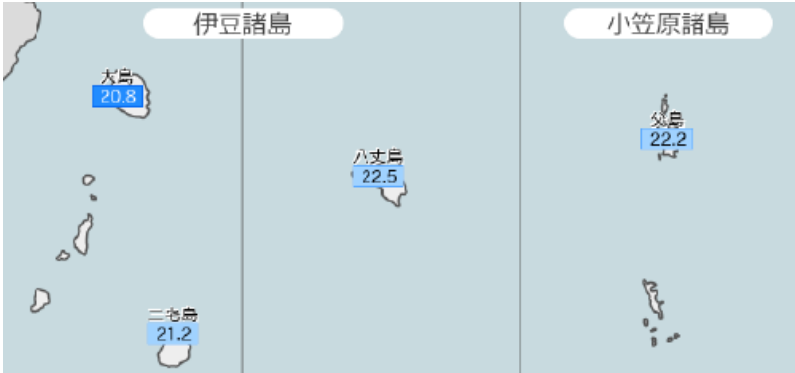
・熱中症特別警戒情報発表時、高齢者や諸事情でエアコンを使用できない方々が避難できるよう、熱中症による住民の健康被害を減らすために有効な施設(適当な冷房施設を有する)を指定暑熱避難施設として指定することができる。

・施設管理者は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、公表している開放日等に開放しなくてはならない。

# 熱中症特別警戒情報等の概要

|      | 熱中症特別警戒情報<br>(熱中症特別警戒アラート <b>R6新設</b> )                   | 熱中症警戒情報<br>(熱中症警戒アラート <b>R6以降も継続</b> )                         |
|------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 発表主体 | 環境省単独                                                     | 環境省及び気象庁                                                       |
| 発表基準 | 都道府県内の <b>全ての</b> 情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <b>35以上</b> | 都道府県内の <b>いずれかの</b> 情報提供地点における翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が <b>33以上</b> |
| 発表時期 | ・ 前日10時 (予告)<br>・ 前日14時 (正式発表)                            | ・ 前日17時及び当日 5 時                                                |
| 伝達方法 | メイン<br>・ 環境省HP、報道発表<br>・ <b>都道府県宛メール</b>                  | メイン<br>・ 環境省HP、報道発表                                            |
|      | サブ<br>・ 関係省庁からのルート<br>(気象庁気象情報システム含む)                     | サブ<br>・ 気象庁気象情報システム                                            |
| 運用期間 | 令和 6 年 4 月 24 日 (水) から 令和 6 年 10 月 23 日 (水)               |                                                                |

※東京都の暑さ指数(WBGT)観測地点：伊豆諸島や小笠原諸島を含む**11箇所**



# 千代田区における熱中症特別警戒情報発表時の対応

## (1)区民等への周知【災害対策・危機管理課】

方法:防災行政無線、ホームページ、安全安心メール、SNS等  
内容:熱中症特別警戒情報の発表、クーリングシェルトアの開放の促進について

## (2)指定暑熱避難施設(クーリングシェルトア)【地域保健課】

○「ひと涼みスポット(設置期間:6月18日～9月末日)」のうち、**区が管理している公共施設**を指定。

| 施設名称      | 開放可能日等  | 受入可能人数 |
|-----------|---------|--------|
| 千代田区役所本庁舎 | 施設の開庁時間 | 50人    |
| 千代田保健所    | 施設の開庁時間 | 20人    |
| 千代田区各出張所  | 施設の開庁時間 | 5～10人  |

※**指定管理者等が管理**している公共施設も協議、拡充予定

## ○クーリングシェルトアとして指定可能な**都の施設**

| 施設名称              | 開放可能日等                                    | 受入可能人数 |
|-------------------|-------------------------------------------|--------|
| SusHi Tech Square | 平日 (11時～21時)<br>土休日 (10時～21時)<br>休館日: 月曜日 | 100人   |
| 東京消防庁本部庁舎         | 平日 (8:30～17:15)                           | 30人    |
| スクワール麹町           | 平日 (8:30～17:15)                           | 15人    |
| 緑と水の市民カレッジ        | 利用時間: 9時～17時<br>休館日: 日祝年末年始               | 60人    |

※令和5年度版 (令和6年度: 公共施設23、民間施設25)



「ひと涼みスポット」とは…**冷房**の効いた施設のスペースを活用して**休憩・水分補給**、熱中症の正しい**知識の普及啓発**を図る。